

佐渡市人事給与システム導入等業務委託公募型プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、佐渡市人事給与システム導入等業務委託における契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

(審査の方法)

第2 契約候補者選定の審査方法は以下のとおりとする。

(1) 審査委員

審査委員は、佐渡市関係課から選出された職員5名をもって充てる。

(2) 書面審査 (配点100点)

機能要件書の個別項目別に評価を行う。

(3) 企画提案、事業実施能力等に関する審査 (配点100点)

ア 各審査項目について審査する。

イ 審査項目及び配点は、別紙1「審査項目及び評価内容」のとおりとする。

(4) 契約候補者の決定方法

各審査委員の別紙1「プロポーザル審査表」における採点の合計を各提案の点数とし、合計点により順位を付す。採点結果に基づき、契約候補者を1団体選定する。

(5) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

(6) 最低基準

各審査委員の採点の合計が、(3)による評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

(7) 応募者が1者の場合又ははない場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。最低基準点に満たない場合又は提案者がいない場合に、事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

(その他)

第3 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和元年8月5日から施行する。